



南のかぜだより

創刊号 NO. 3
発行日 平成 28 年 7 月 吉日
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ



南のかぜは、発足 2 年を経過し法定後見と任意後見の受任件数が増え、少しずつ地域のニーズに応えています。



「ソーシャルネット南のかぜ」の目指すもの

ソーシャルネット南のかぜが、法人で成年後見人を受任する仕組みや、市民後見人の養成（南のかぜでは地域後見人と呼びます）を考えたのは、地域の人々とつながって支え合いの輪を広げ、安心した生活を一緒につくる事を目指しているからです。私たちが活動するエリアの稲城市や多摩市、日野市、狛江市では、成年後見制度の法人後見や、法人後見監督、市民後見人の養成等の仕組みとして、身近な地域での取り組みが必要となっています。

◆ 法人後見のメリット ◆

- ① 本人を中心においた支援が継続できます。
本人の自己決定のためのていねいな支援を行います。
法人が受任しますから、長期間の支援も安心です。
- ② 適切な後見活動で、安心を届けます。
1 対 1 の関係だけでなく、法人内のチェックの目があります。
法人内に相談できる経験の蓄積があります。（モニタリング・事例検討の仕組み）
- ③ 熱い心をもった会員の集団です。
法人の理念に基づいた活動です。地域後見人も経験者と一緒に活動しています。
人はだれにでもひとりでは解決できない事は支援を受ける権利があります。
- ④ 生活見守り型の任意後見契約も提案できます。
身近な言葉で書かれたわかりやすい任意後見の契約内容を考えます。



おめでとう
ございます。

平成 27 年 8 月 26 日に「新しい家族信託」について講演いただいた、遠藤英嗣弁護士（稲城市在住）が春の叙勲で瑞宝重光章を受章されました。

H28 年度 第 3 回 定期総会を開催しました。

5 月 29 日（日）i プラザ

- | | |
|---------|---------------------|
| 第 1 号議案 | ○平成 27 年度事業報告書 |
| 第 2 号議案 | ○平成 27 年度決算報告書・監査報告 |
| 第 3 号議案 | ○平成 28 年度事業計画書 |
| 第 4 号議案 | ○平成 28 年度予算書 |

以上、すべてが承認されました。続いて、記念学習会「消費者被害の現状」と懇親会を開催しました。

フリーマーケット
売上 34,650 円



今年も、5月4日、稲城手づくり市民まつりに参加しました。会員の皆様には、沢山の提供品を頂き、ご協力ありがとうございました。午前中、悪天候だったため、開始時間を10時半に変更。去年同様、開始早々に、多くの人が買いに来ました。今回は、食器類が早くに売れました。開店と同時に来る方の勢いがすごいのはびっくりしました。売り上げの方も順調に伸び、昨年以上の成果を上げることができました。売れ筋としては、アクセサリー、生地など、高級品も良く売れました。来年度は、そういった経験を活かし、売り場を拡張して参加していきたいと思えます。

事務局

出前講座 消費者被害の現状

「講師」東京都消費生活総合センター・消費生活相談員
早川恵子氏



身近にある消費者被害について、丁寧に説明頂き、最近の動向について確認することができました。質疑応答では、障がいのある方の携帯電話や、ITの課金の問題が話されました。企業側の姿勢が、障害者権利条約や、障害者差別解消法に、まだまだ追いついていません。合理的配慮

(教育や就業その他の社会生活において平等に参加できるようにそれぞれの障害特性や困り事に応じた配慮の事)について、もっと学習して頂きたいと感じました。成年後見を推進する専門職も時代のニーズに合ったIT等の知識等を積極的に学習しなければならぬことを再認識いたしました。

担当理事

会員連絡会

昨年度同様、原則2カ月に一度、開催する予定です。会員同士が交流を深め、事業について話し合います。

成年後見人を 受任して

日頃抱えている疑問や困った事なども、率直に話し合うことができる貴重な場になっています。又、仕事をもっていても会員が多いため、夜の会合にも拘わらず出席率がよく、様々な情報や意見が飛び交う学びの場にもなっています。そして、毎月開かれる事例検討会などで実際の現場での実情を知る事ができます。安心してできる人となりがあっていければ、心穏やかな生活を送れるかもしれません。随時、会員募集中ですので、興味のある方はお問い合わせください。お待ちしております。

廣田雅恵

昨年の七月に南のかぜの法人後見人の保佐人を受任しました。

退職後は、社会貢献活動として成年後見人の仕事を地域でやりたいという思いから、現役中は「ばあとなあ東京」の会員になって活動していました。介護保険と同時に新設された成年後見制度は、当初、世の中での認知度は低く、銀行に手続きに行っても窓口の職員が私になにか言うごとに奥の上司らしき人に聞いて、また、その上司もどこかに電話をしている様子でした。手続きに三時間もかかりました。フルタイムの仕事

をしながら、後見活動で人に会う度に、成年後見制度の説明をして、とても大変な日々でした。そのため、成年後見人の役割の重さと孤独な仕事に、最初の思いはあきらめざるを得なくなり退職と同時に成年後見の活動はやめてしまいました。

そんな折、「ソーシャルネットワーク南のかぜ」から声をかけていただき、法人後見で複数体制とのことで、なんとかできるかな、社会貢献ができるかなとの思いもあり入会しました。法人後見のメリットは、何よりも超ベテランの会員との複数体制なので、心強いというところはもちろん、利用者より後見人の方が先に亡くなることもあり得る中で、法人後見は、支援が途切れることなく続くというところで、利用者にとっては安心ではないかと思えます。

私は、東京都第三者評価者、市内のガーデン・ボランテニア、運営協議会の市民委員、高齢者の会食会の食事作り、健康運動指導士の更新のための研修参加など・・・毎日、忙しい日々を過ごしています。

そのような中で、被保佐人に定期的に面会に行きますが、被保佐人が私の顔を見るなり、にっこりされる様子に安心感を覚えます。長い人生の中で楽しいこと辛いことも沢山あったと思われませんが、被保佐人が穏やか

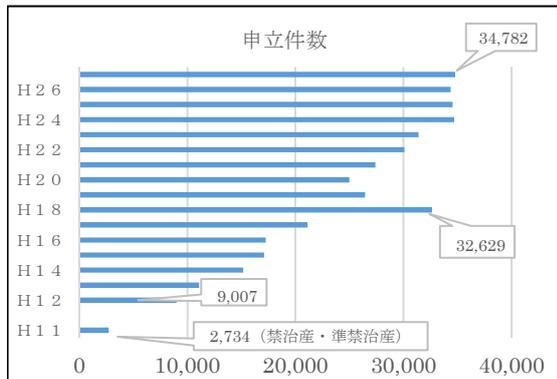
に、心安らかに日々送れるように少しでもお手伝いをしたいと思えます。
大井桂子



私は一昨年南のかぜに入会し、南のかぜの権利擁護講座で成年後見制度と任意後見制度を学びました。そして昨年度から後見人として活動を開始しました。初心者ですが、長い経験のある先輩とペアで活動し、色々な場面で教えていただけるので、受任を決心しました。後見人とは堅苦しいイメージですが、この一年を振り返ってみると、被後見人の方を支えるために、その方を良く知ることがもちろんのこと、後見活動とは地域での顔と顔が見える関係が大切だなあとしみじみ感じます。被後見人の方の今までの近隣とのお付き合いや、通っている病院や、支えてくれる機関など、地域に住む後見人だからこそ、その方の本当の立場になって考えることが出来るのだと思えました。後見人として活動を行う上で、法的な問題や他の難しい問題も出てくると思いますが、南のかぜでは弁護士先生の相談会もあるのが安心できます。みなさま、南のかぜに参加して一緒に活動してみませんか？

鈴木禎子

グラフを見てみますと、平成18年の申立件数が突出しているのがわかります。この年の公表資料から、本人の年齢別割合を見ると、20歳代から50歳代の申立が急増しています。また、成年後



成年後見関係事件の概況

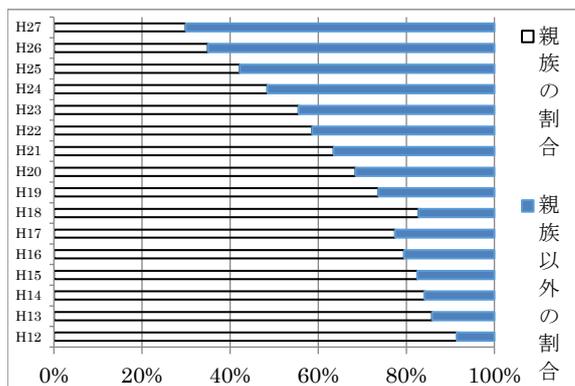
(平成12年～平成27年)

参考資料：裁判所ホームページ
(<http://www.courts.go.jp/>)

数は平成27年度末で約18万件となりました。

裁判所の公表資料から、成年後見人等と本人の関係について経過を調べ考察しました。申立件数は平成12年の9千件から平成27年の3万4千件まで年ごとに増えています。トータルの利用件

平成24年に親族と親族以外の後見人の割合が逆転し、第三者後見人が過半数を占めています。第三者後見人の内訳を見てみると下表のようになります。これは、市民後見人について調査が開始された平成23年以降の数字で日本全国での



見人と本人との関係を見ると、この年だけ、親が後見人になった割合が全体の3割近くになっていました。これは、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行により、措置から契約に変わり、利用契約のために後見人が求められたからです。次に、成年後見人等と本人の関係について、経年変化を見て



権利擁護講座のご案内

市民後見人を目指す一般市民、会員を対象に制度理解・申立準備・申立書の作成、後見活動の実際まで4回の連続講座を開催中。

件数です。当法人のようなNPOで行っている法人後見は、この表の「その他法人」の受任件数に該当します。成年後見制度が社会に浸透するにつれて、後見人等の不足が大きな問題となりました。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体では、それぞれ研修を行い、修了者が家庭裁判所の後見推薦者名簿に登録されます。専門職が受任できる数には限界があり、受任者が不足しています。そのため、一般の市民に研修を行い、市民後見人として活動できるようにしました。平成17年から25年度までは東京都が養成していました。その後、地域の社会福祉協議会が養成するようになっていきます。南のかぜでは、「地域後見人」として、研修を終えた方に法人後見の後見活動を一緒に担っていただいています。今後の活躍が期待されています。

田村篤子

	親族の割合(%)	親族以外の後見人(第三者後見人)										親族以外割合(%)	
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人		計
H23	55.6	3,278	4,872	2,740	340	74	704	15	92	782	205	13,102	44.4
H24	48.5	4,613	6,382	3,121	402	71	829	21	118	884	161	16,602	51.5
H25	42.2	5,870	7,295	3,332	560	81	864	22	167	959	129	19,279	57.8
H26	35.0	6,961	8,716	3,380	697	64	835	17	213	1,139	108	22,130	65.0
H27	29.9	8,000	9,442	3,725	821	85	822	21	224	1,185	169	24,494	70.1

お電話下さい TEL・FAX 042-379-8485

弁護士による専門相談(有料・予約制)

一般相談・随時受付 初回2時間無料(事務所内相談・訪問相談(要予約)・電話相談含) ※2時間以降は有料

【一口メモ・空芯菜】

空心菜は中国からきた夏が旬の野菜です。茎の中が空洞になっていることからこの名前が付けました。葉にはぬめりがあり、茎はしゃきしゃきとした歯ごたえがあります。栄養価の高い野菜でほうれん草の約4倍のカルシウム、約5倍のビタミンA、約2倍のビタミンB、ビタミンC、が含まれています。



5つの生活場面（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害 (developmental disabilities) 者のための活動報告書の第1部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。(1.「Respect」は前号に記載)。

2. 「Self-Advocacy」セルフアドボカシーについて

セルフアドボカシーの権利とは、「自分の思いや希望を誰かに伝える」「自分で自分の権利を守る」とあります。そして責任とは、「自分の権利と責任について学ぶ」「自分が伝えたいことを話したり伝える」「助けが必要な時に助けを求める」「必要な時には人権擁護委員と会う」と書いてあります。

私自身もこのセルフアドボカシーの実践については容易なことではありません。自分が我慢すれば済むことであれば、我慢してしまう、口を濁してしまうことがよくあるからです。しかし、アドボカシーは、権利擁護とも代弁とも翻訳されています。被後見人の認知症グループホームを訪ねた時のことです。言動が拒否的であるとして、施設職員から精神科受診を勧められましたが、拒否は認知症であれば当然のことと考えていましたので、「往診医を変えてください」とお願いしてみました…。現在は、医師の変更ではなく、施設職員の対応方法を工夫する方法でやっているとの報告を受けています。直接利用者同士の触れ合いは少なくなりましたが、周りの様子を感じながら生活している本人の日常を見られることが大切に思っています。

私は長い間、女性の相談にかかわってきました。女性活躍推進法が昨年8月28日に国会で成立しました。今の日本で、女性が子どもを産んで働く厳しさが話題になることが続いています。平成27年12月16日、最高裁で再婚禁止期間に関する判決（一部違憲であるとされ）300日が100日と再婚禁止期間が短縮されました。一方、夫婦別姓に関する民法改正案は違憲とはなりません。昭和60年の女性差別撤廃条約の批准と男女雇用機会均等法の施行から30年が経過してもなお、女性の環境は、当時と本質的には変わっていないように思えます。

女性の歩みと同様、障害者差別が解消されるまでには、同じような時と時間がかかるのでしょうか。子どもに権利と責任について教えることは簡単ではありません。セルフアドボカシーを伝えることは、さらに簡単なことではないと思いますが、日ごろの地道な歩みが大切だと考えます。私の権利は、未来に続く子どもたちの権利でもあるからです。このテーマについて考えることは、「セルフアドボカシーの実践」を大切にしなければならないことを再認識する機会となりました。

大輪典子

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員	〈入会金〉	個人 10,000円	団体 10,000円
	〈会費〉	個人 12,000円	団体 20,000円
賛助会員	〈入会金〉	なし	
	〈会費〉	個人 3,000円	団体 10,000円

《連絡先》 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: <http://minaminokaze-social.net/>
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

